

議会受付番号	鎌議第 1309 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部 職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

二度と納税課職員の如く不正かつ悪質な行為を起こさぬ様、再発防止する為に必要な対応等

2 質問の要旨

納税課小原芳則による懲戒対象行為を受けて、本処分に係る内容は、全庁的にはどのような形で知らしめられているのか。何か通知をしたのであれば、一字一句具体的に示せ。

懲戒対象となった行為は、史上初ということであるが、まさに史上初だからこそ、再発防止の為に全職員に個別具体的に知らせる必要があると考えるが如何か。その理由は。

氏名や所属課、処分対象行為、処分内容を示すべきだと考えるが、国家公務員の場合は、どのようにして公開されているのか。具体的に調べて答弁せよ。

3 答弁

納税課職員の懲戒処分を受けて、全職員向けに、別紙のとおり、綱紀粛正の通知を行いました。

再発防止の為に、庶務事務システムに係る庶務担当者を廃止したほか、所属長による勤怠記録の管理を徹底するとともに、新採用研修やコンプライアンス研修を通じて更なる指導をしてまいります。

人事院の「懲戒処分の公表指針について」で示されている公表内容は、「事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。」としており、各府省等もこの指針に沿って対応しているものと思われます。

鎌職第 3324 号
平成 27 年 9 月 14 日

職 員 各 位

鎌倉市長 松 尾 崇

職員の綱紀肅正について

本日、勤務時間の始めに繰り返し遅刻をした職員及びその管理監督者に対し、懲戒処分等を行いました。また、消防においても営利企業等の従事制限規定違反をした職員及びその管理監督者に対し、懲戒処分等が行われています。

これまでも繰り返しお伝えしてきましたが、このような非違行為は、職員個人にとどまらず、市役所全体に対する信頼を損なうものであり、大変遺憾なことです。

一度失った信頼を取り戻すためには、並々ならぬ努力が必要であり、その信頼回復のために職員が一丸となって取り組むとともに、行政は市民全体の信頼を基盤として成り立っていることを再度自覚することが必要です。

かつて本市において不祥事が続いたことを受け、信頼回復のための職員意識改革委員会を組織し、そこでの議論を経て策定されたのが「鎌倉市職員行動憲章」です。

そこには「全体の奉仕者であることを自覚し高い自己規律に基づいて行動します」とし、鎌倉市職員として市民からの負託に応えることを誓いました。

この鎌倉市職員行動憲章の精神に則り、市民の信頼を裏切ることのないよう努めてください。